

日常生活用具・支給対象者一覧

呉市福祉事務所(令和6年4月現在)

呉市障害福祉課

障害の種類 種目	支給基準額 (円)	上肢	下肢	体幹	上肢機能 脳原性	移動機能 脳原性	平衡機能	視覚※1	聴覚	音声・言語	そしゃく	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうこう又は 直腸機能又は 小腸	知的	難病※2	備考
特殊寝台 (訓練用ベッド)	154,000		1・2	1・2		1・2												○ 6歳以上。難病患者:寝たきりの状態。
特殊マット	19,600		者:1 児:1・2	者:1 児:1・2		者:1 児:1・2												○ 3歳以上。難病患者:寝たきりの状態。
エアーマット	82,400		1	1		1												
特殊尿器	67,000		1	1		1												○ 6歳以上。難病患者:自力で排尿できない。
入浴担架	82,400		1・2	1・2		1・2												3歳以上。
体位変換器	15,000		1・2	1・2		1・2												○ 6歳以上。難病患者:寝たきりの状態。
移動用リフト	159,000		1・2	1・2		1・2												○ 3歳以上。難病患者:下肢・体幹が不自由。
訓練いす	33,100		1・2	1・2		1・2												3歳以上。
入浴補助用具	90,000		1-3	1-3		1-3												○ 3歳以上。難病患者:入浴に介助を要する。
ポータブルトイレ・洋式 便座(トイレ用手すり)	4,450 (5,400)		1・2	1・2		1・2												○ 6歳以上。難病患者:常時介護を要する。
頭部保護帽	12,160~ 36,750		1-4	1-3		1-4	3											○ 知的:てんかんの発作や自傷行為等により頭部を強打するおそれがある者(要医師の意見書)。
歩行補助つえ	2,200~ 3,000		1-4	1-3		1-4												
移動・移乗支援用具	60,000		1-3	1-3		1-3	3											○ 3歳以上。難病患者:下肢が不自由。
特殊便器	151,200	1・2				1・2												○ 6歳以上。知的:自ら排便後の処理を行うことが困難な者。難病患者:上肢が不自由。
電磁調理器	41,000							者:1・2										者:○
歩行時間延長信号機 用小型送信機	7,000							1・2										6歳以上。
聴覚障害者用屋内信号 装置	87,400								2									
透析液加温器	51,500												1・3					3歳以上。自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。
ネブライザー(吸入器)	36,000	1-3*		1-3*						3*	3*		1・3					○ *上肢・体幹・音声・言語・そしゃく:呼吸器機能障害1・3級と同程度の障害を有する者(要医師の意見書)。
電気式たん吸引器	56,400	1-3*		1-3*						3*	3*		1・3					○ 難病患者:呼吸器機能に障害がある。
電気式たん吸引器 ネブライザー両用器	74,620	1-3*		1-3*						3*	3*		1・3					○ 医療保険による在宅酸素療法の対象となっている者。
酸素ボンベ運搬車	17,000												者:1・3					6歳以上。
視覚障害者用体温計 (音声式)	9,000							1・2										
視覚障害者用体重計	18,000							者:1・2										
パルスオキシメーター	50,000	1-3		1-3						3	3		1・3					○ 上肢・体幹・音声・言語・そしゃく:呼吸器機能障害1・3級と同程度の障害を有する者(要医師の意見書)。 難病患者:人工呼吸器の装着が必要な者。
携帯用会話補助装置	98,800	1-3	1-3	1-3	1-3	1-3				○								6歳以上。発声・発語に著しい障害を有する者。
情報・通信支援用具	100,000	1・2						1・2										情報機器(パーソナルコンピュータ)の使用により社会参加の認められる者。
点字ディスプレイ	383,500							視覚1級又は、 視覚2級かつ 聴覚2級										
点字器	1,650~ 10,400							1・2										就労・就学している、又は就労が見込まれる者。
点字タイプライター	63,100							1・2										
視覚障害者用ポータ ブルレコーダー	85,000							1・2										6歳以上。
視覚障害者用テーブ レコーダー	23,000							1・2										6歳以上。
視覚障害者用活字読 み上げ装置	99,800							1・2										6歳以上。
視覚障害者用読書器	198,000							1-3										6歳以上。この装置により文字等を読み又は聞くことが可能になるもの。
視覚障害者用時計	10,300~ 13,300							者:1・2										
音声ICタグレコーダー	59,800							1・2										6歳以上。
聴覚障害者用通信装 置	71,000								2・3	3								6歳以上。発声・発語に著しい障害を有するためコミュニケーション、緊急連絡等の手段としてこの装置が必要と認められる者。
聴覚障害者用情報受 信装置	88,900								2・3									この装置によりテレビの視聴が可能となる者。
人工内耳用空気電池	2,500								○									人工内耳を装着している者。*充電電池との併用不可
人工内耳用充電電池	18,000								○									人工内耳を装着している者。*空気電池との併用不可
人工内耳用充電器	29,000								○									人工内耳を装着している者。
人工内耳用体外部装 置	200,000								○									人工内耳の装着から5年以上経過し、保険適用のない購入をする者。(要医師の意見書)
人工喉頭	5,000~ 70,100									○								喉頭を摘出した者。
ストマ用器具 (消化器系)	9,100														○			ストマを造設した者。サポート用品含む。
ストマ用器具 (尿路系)	12,000														○			
ストマ用器具 (紙おむつ等)	12,000		二分脊椎等でストマ用器具の装着ができない者及び高度の排尿・排便機能障害のある者。 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿・排便の意思表示が困難な者(要身体障害者更生相談所又は医師の意見書)。															3歳以上。
収尿器	7,700~ 8,500		脊椎損傷等による排尿障害(失禁等)を有する障害者・児(要医師の意見書)。															
居宅生活動作補助用 具	200,000	1・2	1-3	1-3		1-3												○ 6歳以上。難病患者:下肢・体幹機能に障害、特殊便器への取替えを行う場合は、上肢障害1・2級の障害者・児に限る。

※1 視覚障害とは、視力障害と視野障害を合わせたものです。  
 ※2 難病患者の方が申請する場合、医師の意見書が必要です。また、備考も参照してください。